

意見書案第 29 号

精神障害者 2 級まで福祉医療費助成制度の対象にすることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 9 月 28 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

小 島 義 雄

精神障害者 2 級まで福祉医療費助成制度の対象にすることを求める意見書

全ての診療科が医療費助成の対象となる知的障害者や身体障害者と違い、精神障害者は精神疾患以外の他科受診は自己負担になることから、滋賀県精神障害者家族会連合会は、精神障害者保健福祉手帳 2 級保持者までの医療費助成を要望されてきた。この間、県下の市町議会からも、精神障害者の医療費助成制度拡充を求める意見書が提出されているところである。

しかし、本年 7 月 18 日に行なわれた滋賀県首長会議において、滋賀県は福祉医療費助成制度拡充の対象を精神障害者保健福祉手帳 1 級保持者、または精神障害者保健福祉手帳 2 級、身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 1 のいずれか 2 種保持者に限ると提案された。同会議に参加していた市長から「大きな流れは、障害者差別解消法、合理的な配慮ということが言われている。2 級を外している。数が増え、財政的に厳しくなるから。本当にそういうことを続けていいのか」と厳しい意見が出されている。

精神障害者の多くは、低い障害者年金で暮らす精神障害者保健福祉手帳 2 級保持者であり、命や健康を守るため、一刻も早く、福祉医療費助成制度の対象を 2 級保持者まで広げることが求められる。

よって滋賀県においては、精神障害者の福祉医療費助成制度の対象を 2 級まで広げることが強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 28 日

大津市議会議長 竹 内 基 二

滋賀県知事 あて